令和８年度山形県熱の面的利用可能性調査研究業務委託
企画提案公募要領

１　目　的

この要領は、令和８年度山形県熱の面的利用可能性調査研究業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第２号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、応募があった事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

２　プロポーザル方式に付する委託事業に関する事項

（１）業務名

令和８年度山形県熱の面的利用可能性調査研究業務

（２）委託事業の内容

別紙１「令和８年度山形県熱の面的利用可能性調査研究業務委託基本仕様書」のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和９年３月31日（水）まで

（４）提案上限額

４，４００千円（消費税及び地方消費税を含む）

（５）対象経費

熱の面的利用モデルの評価指標の設定、モデルの抽出、市町村の熱利用への関心・ニーズの把握及び事業可能性調査（FS）実施有望箇所の絞り込みに直接必要な経費並びに本業務に付随する経費

３　応募資格及び失格事由に関する事項

（１）応募資格

民間企業その他の法人で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

①　地方自治法施行令第167条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

②　山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。以下同じ。）及び消費税を滞納していないこと。（なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、滞納していないとみなす。）

③　雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。（加入する義務のない者を除く。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、加入しているとみなす。）

④　山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑤　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑥　次のいずれにも該当しないこと。

ア　役員等（応募者が個人である場合はその者を、応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（２）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①　この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

②　提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③　提出書類に虚偽又は不正があったとき。

④　見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

４　提出書類及び提出方法等

（１）提出書類及び提出部数

①　参加申込書（様式第１号）：１部

②　事業者概要書（様式第２号）：１部

（添付書類）

・　会社概要がわかるパンフレット等　８部

・　山形県税及び消費税を滞納していないことを証明する書類（非課税のものを除く。）　各１部

※ ただし、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出を要しない。

ア　山形県税

山形県の収めるべき税に未納の徴収金がない旨の証明書（本店所在地管轄の総合支庁が発行する直近の証明書。提出日において、発行日から３箇月以内のもの。）

イ　消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の納税証明書（本店所在地管轄の税務署が発行する直近１年間の証明書。提出日において、発行日から３箇月以内のもの。）

・　雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していることを証明する書類（加入する義務のない者を除く。）　各１部

※ ただし、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出を要しない。

※　各種証明書等は複写したもので差し支えない。

③　企画提案書（任意様式）：８部

○下記に基づき作成すること。

ⅰ）企画提案書の体裁

・ 任意様式とする。ただし、日本工業規格 A4 判横長（片面印刷）とする。

・ 表紙を含め 15 頁以内とする。ただし、ⅱ）ア）実施体制及びイ）業務の実施スケジュールについては 15 頁のうちそれぞれ１頁ずつ使用し記載すること。

・ モノクロ、カラーいずれでも可とする。

ⅱ）企画提案書に記載すべき事項

基本仕様書を踏まえ、下記について記載すること。

ア）実施体制

・本業務を円滑に実施するための体制（人員配置、経験、資格等）を記載すること。なお、業務の一部を第三者に再委託する予定がある場合は、予定している再委託先を明記すること。

イ）業務の実施スケジュール

・ 本業務の全工程について記載すること。

・ 最終的な成果品（ガイドライン）の作成を念頭に、基本仕様書３の「(参考）想定する全体の作業工程」を参照し、最終年度までを見据えた工程の進め方及び全体を通したロードマップを併せて記載すること。

ウ）業務の内容

・ 基本仕様書４に掲げるすべての項目を網羅し、かつ可能な限り具体的に記載すること。

・ 業務遂行に向けた調査や準備に必要な手順、方法についても記載すること。

・ 令和７年度に実施した「山形県熱の面的利用可能性調査研究会」での議論の内容（別紙２「令和７年度山形県熱の面的利用可能性調査研究業務報告書」を参照）を最大限に活用することとし、どの部分にどのように活用するのかが分かるように記載すること。

・ その他、企画提案書の業務内容の記載に当たっては、別紙３「評価基準」の視点を参考にまとめること。

エ）過去業務実績

・ 本業務と同種又は同様の業務の実績があれば、契約の相手方、業務名称、契約金額、契約期間及び業務の概要について記載すること。

・ 過去の業務実績で本業務に活用できるポイントがあれば記載すること。

④ 経費見積書：８部

・ 基本仕様書の委託業務内容の項目ごとに、単価や単位を明示した積算内訳（税抜）を記載すること。

⑤ 上記③④の電子データ

（２）提出期限

① 参加申込書（様式第１号）及び事業者概要書（様式第２号）
令和８年 12 月２日（水）午後５時 15 分

② 企画提案書、経費見積書及びこれらの電子データ
令和８年 12 月９日（水）午後５時 15 分

（３）提出先

「９　担当部局」へ提出すること。

（４）提出方法

郵送、持参又は電子メールによる（ただし、（１）①については郵送又は持参による)。

・ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

・ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（正午から午後１時までの間を除く）に提出先に持参すること。

・ 電子メールの場合は、件名を「令和８年度山形県熱の面的利用可能性調査業務企画提案書の提出（企業名）」とし、電子メールの送信後、「９　担当部局」あて電話にて当該電子メールの受信確認を行うこと。なお、電子データのファイル形式はPDFとする。

・上記（１）⑤の電子データについて、郵送又は持参による提出の場合は、DVD-Rに保存すること。

５　企画提案作成等に係る質問等

（１）企画提案書の作成に係る質問等は、「質問書（様式第３号）」により行うものとする。

（２）質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「令和８年度山形県熱の面的利用可能性調査業務委託への問い合わせ」として「９　担当部局」あてに送付すること。

（３）質問書の受付期間

令和８年11月30日（月）午後５時15分までとする。

（４）質問書への回答

質問書への回答は、参加申込書を提出した者全てに電子メールにより行う。

６　最優秀提案者の選定方法等

下記の審査方法により、山形県が設置する「令和８年度山形県熱の面的利用可能性調査業務企画提案審査会」（以下「審査会」という。）において審査し最優秀提案者を選定する。

なお、応募者がない場合には一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

＜審査方法＞

・　提出のあった企画提案書の内容について、審査会において書類審査及び応募者によるプレゼンテーションにより、別紙３「評価基準」に基づき審査を実施し、審査員の各評価点の合算が最高点の者を最優秀提案者として、また、次点の者を次点者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査員の合議により最優秀提案者を選定する。

・　応募者が多数の場合は、第１次審査として書類審査を行う場合がある。この場合、上位３者を第１次審査通過とし、プレゼンテーションを実施する。この場合、第１次審査の結果については審査終了後応募者全員に速やかに通知する。

・　応募者が１者のみの場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について委託業務の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

・　提出された全ての提案の内容について、委託業務の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合がある。

・　審査会は非公開とする。

・　審査会における選定結果は、審査会の翌日以降に応募者全員に文書及び電子メールにより通知する。

＜審査会の開催＞

期　日　令和８年12月中旬（予定）

※ 開催日時及び場所等の詳細は、別途提案者あて連絡する。

＜プレゼンテーションの実施方法＞

① 時間は１者 20 分（プレゼンテーション 15 分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
② 出席人数は１者３名以内とする。
③ プレゼンテーション当日の追加資料の配付は認めない。説明資料は、上記４（１）③により事前に提出された企画提案書に限る。

７　委託契約について

（１）審査結果に基づき、最優秀提案者と仕様の調整を含め業務委託締結に向けた手続きを行う。
（２）最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

８　その他

（１）企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
（２）提出された企画提案書は返却しない。
（３）提出期限後における企画提案書の再提出は認めない。
（４）企画提案書の提出後都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により「９担当部局」に提出すること。
（５）この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

９　担当部局

山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課　エネルギー企画担当
住　所：〒990-8570　山形市松波二丁目８番１号（県庁７階）
電　話：023-630-3049
E-mail：yenergy◎pref.yamagata.jp
※ 送信の際は、上記Ｅメールアドレスの［◎］を［@］に置き換えてください。